

お手数ですが、埼高教
分会長にお渡しください。

全教職員配布
2017年6月8日号外

埼高教新聞

埼玉県高等学校教職員組合
〒330-0063さいたま市浦和区高砂3-12-24
埼玉教育会館6F
電話048-822-7421(代) FAX048-832-6791
http://www.saikokyo.or.jp
編集責任者：新島善弘
毎月10日発行 1部30円
組合員の購読料は組合費に含む

業務中の事故に対する賠償責任

共済特集

県が賠償する新たな制度を一刻も早く!!

負担軽減、「多忙化」解消の 実効ある対策とともに



職場の「多忙化」が進み、負担軽減の実効ある対策がなされないことに怒りを覚えます。そんな中で、「パソコンの取り扱いミスで破損してしまったら、弁償を求められた」「忙しい中、生徒の私物を落ととして壊してしまった。どうしたらよいか」などの相談が、埼高教と埼高教共済会に寄せられています。これらのケースはどう考えたらよいのでしょうか？

教職員の賠償責任の原則は？

- 公務員である教職員が職務上の行為によって、故意または過失により他人に損害を与えた場合
→ 国家賠償法が適用され、学校設置者（県・市）が責任を負うことになります。ただし、被害者である生徒・保護者が教職員を民法に基づき訴えることを否定はできません。
- 同じく職務上の行為により、学校備品等を破汚損させた場合
→ 通常業務遂行に関わる事故であれば、雇用主として学校設置者が責任を負うのが原則です。
- ★ いずれの場合も、教職員に重過失がある場合には、損害賠償金の一部または全部を学校設置者から請求される可能性があります。

それでも個人責任を問われるケースには「教職員賠償責任共済」で

残念ながら痛ましい教育活動中の事故があり、個人責任を問われることもあり得ます。そうなった場合に備えて、全教共済は「教職員賠償責任共済」をご案内しています。埼高教への加入とともに同共済をご検討ください。

軽微な物損賠償事案には 新たな制度構築を！

埼高教は、数年前から前述の軽微な事案についても、県の責任で賠償することを要求して交渉してきました。県当局は当初「前例がない」「予算がない」との対応でした。結局、個人負担を強いる結果となったり（校長等の中には個人的に対応したケースもあったようです）、団体費で対応することもあったと聞きます。

しかし、交渉を進める中で、軽微な物損事案であっても、国家賠償法、地方自治法に基づいて対応できることがわかりました。しかし、手続きが煩瑣で、最終的には議会の議決が必要となり、賠償がなされるまでには長い時間がかかります。生徒・保護者が被害者である場合、重大事案でない限りその手続きには踏み出せないのが実情です。また、その対応を団体費など公費以外に求めるのも筋違いです。

劣悪な教育条件の下、長時間過密の「多忙」な勤務を強いられている中で、事故が起こることはありえます。現状では、煩瑣ではあっても現行制度で対応することを要求しつつも、簡素な手続きで対応する新たな制度構築を求める必要があります。

新たな制度要求に向けて、埼高教・埼高教共済会に事例相談・要望をお寄せください

埼高教は、毎年この時期に「全教職員アンケート」で要求を集約し、県の次年度予算編成に向けて「教育予算交渉」を行っています。この中に、新たな制度構築要求を盛り込みます。要求実現には、事例の積み上げが必要です。事故は防止しつつも、あった場合には、個人責任にすることがないようにとります。そのためにもアンケートなどを通じて事例や相談・要望をお寄せください。

全教共済 教職員ならどなたでも!! 更新および新規募集 キャンペーンやっています！

郵送されるご案内(黄色封筒)に見逃せない情報が！

埼高教共済会会員と組合員のみなさんには、ご案内（黄色）がお宅に郵送されています。その他の皆さんには、職場の掲示板などにあるパンフレットをどうぞ。生命・医療・傷害いずれかの加入者に「こころのカウンセリング」&「メディカルコール」自動付帯。充実のカウンセリングや24時間医療電話相談のサービスがついています。詳しくは、同封のパンフレット参照。



プレゼント

- 埼高教共済会は期間中に火災・生命・医療・傷害の共済（基本契約）に新規加入していただいた方に図書カード（500円）をプレゼントします。
- 全教自動車保険あなたをマモロン、見積もりキャンペーン
見積もり依頼でハーゲンダッツギフト券を。加入者には抽選でドライブレコーダがあたる。詳しくは同封のリーフレット参照
- 総合共済新規加入の方にはQUOカード(1000円分)プレゼント

「どの掛金、保険料がいつ、いくら振替？」の要望にお答え！

「口座振替明細」同封！

「埼高教共済会」は、それぞれご加入中の、全教共済、全教自動車保険、「新きずな」、団体扱いアフラックの各掛金と埼高教組合費を合算で口座振替させていただいております。そこで、振替が複数になる加入者に「口座振替明細」を同封しました。保存してご活用下さい。（振替が1種類の方には同封していません）